

伊勢の和歌 —『御裳濯和歌集』などを中心に

石川 一*

要 旨

伊勢神宮をはじめとして伊勢に何らかの関係のある歌人の詠を蒐集した『御裳濯和歌集』、またその中から「二見浦百首」詠を抄出した「二見浦百首拾遺」があり、また大神宮叢書『神宮典略』内の『神宮正権禰宜和歌』という作品などを分析し、西行勸進「二見浦百首」に関する考証を行った。これまで不明であったこと、疑問とされながら踏襲されてきた従前の研究成果の整理を承け、明らかとなった事柄についてを纏めたものである。なお、本発表は平成二六年度和歌文学会大会での講演資料およびその記録である。

キーワード：御裳濯和歌集、二見浦百首拾遺、神宮正権禰宜和歌神宮典略、二見浦百首

本日は「伊勢の和歌—『御裳濯和歌集』などを中心に」と題して話を進めさせていただきます。最初に表題について説明させていただきますと、第一に挙げております『御裳濯和歌集』は伊勢神宮関係の中

心として、伊勢国に何らかの点で関わりのある人々の詠の集成を意図した私撰集です。その他、『御裳濯和歌集』とは別に第二の『二見浦百首拾遺』を扱います。此本は文字通り、西行法師勸進の「二見浦百首」に関する詠を『御裳濯和歌集』などから抄出したものです。第三の『神宮正権禰宜和歌』は神宮典略所載の作品で、この作品のみが神宮関係の詠を扱っております。そういう訳で、「伊勢の和歌」という風に少し範囲を拡げた表題を付けた次第です。

それでは本題に入ります。まず、資料IにABCとして各歌集の書誌を紹介しておりますので、御覧下さい。A『御裳濯和歌集』は築瀬一雄・久保田淳両先生に拠って詳細がすでに明らかになっているもので、鎌倉末期写の①天理図書館蔵本は『新編国歌大観』の底本として、久保田淳先生が解題を担当されております。また室町期写の②神宮文庫本は「碧沖洞叢書」に翻刻されています。

B『二見浦百首拾遺』は神宮文庫の孤本です。しかし、「御裳濯和

歌集」から「二見浦百首」という詞書を持つ歌を抄出したことを意味する「拾遺」という外題を冠してしますが、内容的に全てが抄出ということでもなく、複雑な構成となっています。その上、かなり多くの錯誤があるようです。これについては後述いたします。

C 『神宮正権禰宜和歌』は伊藤正雄・目崎徳衛両氏が「蓮上・蓮位法師」の人物考証をする際に採用した太神宮叢書『神宮典略』所載の資料ですが、最近になって『太神宮叢書』の底本となった内務省神社局本が国文学研究資料館史料館に「宗務課引継文書」として収蔵されていることが分かりましたので、その報告を兼ねております。

なお、太神宮叢書『神宮典略』の底本となった内務省神社局本には藪田守宣に拠る克明な頭註が付されており、『太神宮叢書』はその頭註を「補遺」として補足していますが、そうした作業における錯誤が多く見られるようです。これに関する報告を以前に一度まとめたのですが、前稿「西行周辺の人物考証——『二見浦百首』作者のこと」(私教文学39号・平26)では、『太神宮叢書』頭註にいう「校訂者」を目録作成者藪田守宣としましたが、その際底本に付された守宣頭註と「補遺」とした『太神宮叢書』校訂者と混同してしまっただので、ここで改めて訂正しておきたいと思えます。

* 「底本は藪田守宣(天明五年¹⁸²⁵〜天保十一年¹⁸⁴⁰、五六歳)写で頭註は藪田守宣(文政六年¹⁸²³〜明治二〇年¹⁸⁸⁷、六五歳)に拠る。底本を『太神宮叢書』に記載するにあたり、守宣の頭註および書入の部分で、「補遺」として『太神宮叢書』編者が校訂し

た」こととなります。

ところで、県立広島大学人間文化学部紀要(平成25・26年)に『御裳濯和歌集』校注(I・II)を掲載しておりますが、具に『御裳濯和歌集』などを調査検討しましたところ、数多くの錯誤を見出すことが出来ました。資料Ⅱ詞書等考証を御覧下さい。

A(一)は『御裳濯和歌集』五番歌は西行の代表歌「岩間閉ぢし」ですが、その詞書「百首歌の中に」は意味不明です。また六番慈円「いつしかと」歌はその詞書が響いていると思われませんが、「二見浦百首」や「四季題百首」でも全くないものです。

A(二)一四八番「吉野山なほしも奥に」歌の詞書「伊勢に奉りける百首の中に」とは、もともと「四季題百首」を意味するものなのですが、前歌詞書が響いたのか「二見浦百首」歌と混同しています。逆に、(三)二六八番「夕立の」歌は詞書に「二見百首中に」とあるのですが、「四季題百首」歌と混同が見られます。

次にB(一)「二見浦百首拾遺」中の西行「岩間閉ぢし」歌は先ほどのA(一)と同一のようですが、A『御裳濯和歌集』ではその前に位置する四番家隆「明けぬなり春は来ぬとや柴の戸を静かに叩く峯の春風」歌の「西行法師伊勢国二見浦にすみ侍りける時、二見百首歌とて人々に詠ませ侍けるに、春立つ心を」という詞書が響いたのか、この西行「岩間閉ぢし」歌を「二見浦百首」と誤認しています。

B(二)度会春章「桜咲く」歌ですが、『御裳濯和歌集』では「二見浦

百首」に続く「題不知」の詠なのですが、『二見浦百首拾遺』作者は「二見浦百首」と誤認しています。この誤認の事実は「二見浦百首」作者から度会春章を除外する根拠となります。「二見浦百首」作者に拠る誤認についての報告は、すでに活字化しておりますので、拙稿「二見浦百首」作者の再吟味 —『御裳濯和歌集』『二見浦百首拾遺』の関係を焦点として（国語国文71巻1号・平14）を参照下さい。

次のC「神宮正権禰宜和歌」はさらに煩雑な様相を呈しております。
 (一)43・44番歌の作者「成實入道蓮位」とあるところは、『御裳濯和歌集』では㊦「蓮位法師」・44「蓮位法師（蓮上法師、俗名成定）」とのみ記しています。また㊧番歌の「権禰宜成實」は『御裳濯和歌集』では「成實女」の詠作となっておりますが、この「成實」ということを承けて、底本の法名「蓮位」2・俗名「成實」1を『太神宮叢書』目録では「権禰宜成實入道蓮位法師」作歌3という風に合理化が見られます。つまり、ここで成實入道が「蓮位」法師であることが江戸後期守良写の該書で唐突に記されているのですが、その根拠は全く示されていないことがお分かりだろうと思います。（守良書写当時の他資料に拠ったという可能性もありますが、今に伝わっておりません。）

さらに「蓮上法師」についても、51・52・53番歌の作者は『御裳濯和歌集』では単に「蓮上法師」であるのですが、目録にいう「成良入道蓮上法師」とする根拠も、「蓮位法師」と同様に全く記されておられません。なお、資料には掲げていないのですが、『太神宮叢書』には「成良入道蓮上法師」上部に「作者部類、荒木田成定、按系図、成定

神主、成長二男、長延兄、千載集」という守良頭註を、『太神宮叢書』では「荒木田成定」上部の頭註と誤認しています。これは『勅撰作者部類』にある「蓮上法師」項の説明そのものなのですが、おそらく『太神宮叢書』校訂者は「成定」に引かれてその上部に記載するといふ誤認をしたのだと思われまふ。傍線を付した「蓮位・蓮上法師」の人物比定については後述しますが、どうやら成良・成定ではないようです。

引き続きいて、C㊦(二)番歌の作者「延秀」は『御裳濯和歌集』では「延季」詠。守宣も「延季」詠との頭註を付しており、『太神宮叢書』校訂者も「○守宣ハ此歌ヲハ延季ノ詠トセリ」との頭注を付しています。

C㊧「補遺目録（守宣に拠る頭註）」の「蓮位法師作歌」とある箇所についてですが、その前にゴチック体について説明しておきます。現在、『神宮正権禰宜和歌』を翻刻検証しており、今年度の奈良大学紀要43号に掲載予定ですが、守宣頭註を「補遺」として後補する『太神宮叢書』は頭註の付された位置が不正確なので、頭註をゴチック体で便宜的に表記した上で底本文内部に戻して精確を期している訳です。㊨番歌に付された「伊勢に奉らせ給ける二百首の御製中」とは言うまでもなく「後鳥羽院御製」を示しています。この「御製」に関する補入は全て守宣に拠る頭註にあるのですが、その「御製」を他の歌人とするという誤った頭註に『太神宮叢書』校訂者も気付いていないのです。ちなみに、レジュメには載せていませんが、㊩番歌（補㊨）の

後に「此歌成実女の「春来ても」の次にあり。同人は名をしるさぬ此集の定めなれば、是も成實女のうたなるべし」と墨書補入があり、作者が示されていない場合は前歌の作者と同じなのだという主張(釈明)をしています。つまり、「御製」に関しての基本的な認識が欠如していることとなります。同様の「御製」は総計11箇所あり、作者目録に「後鳥羽院11首」を掲げない守良も含め、頭註を付した守宣や『太神宮叢書』校訂者の誤認と思われまゝ。およそ和歌に携わる者が、「御製」を皇室関係者(ここでは「後鳥羽院」以外の者と誤認することは通常では有り得ないのではないのでしょうか。

次のC(㉔)は「春日於五十鈴河告橋披講長山御百首神感有瑞忽詠三首和歌(春日、五十鈴河告橋に於いて披講の長山御百首、神感の瑞有り、忽ちに詠ぜし三首和歌。ここでいう「長山」とは都の長(うしとら)に位置する叡山のこと、その「御百首」とは慈円「四季題百首」のことですが、それに呼応した「三首和歌」という意味です」という荒木田氏良・成定・満良・元延・延成・延季の六人の作品があります。しかし、『拾玉集』五卷本系統本最善本の青蓮院本拾玉集をはじめとして五卷本系統本ほとんどの伝本が満良の1首を欠落しているのですが、この欠落する満良「神ち山」歌1首を、『太神宮叢書』校訂者は『拾玉集』五卷本系統本の書陵部御所本(2015)での補入を行っております。その他、和歌を補入することを含め、『太神宮叢書』校訂者に拠る本文校訂が見られますが、翻刻上の過誤も多々認められます。『神宮正権禰宜和歌』を翻刻するだけでなく本文を校訂し

ようという『太神宮叢書』の執筆方針はある意味で仕方のないことですが、テキストの精確さという点では疑問が残ります。

最後に、C(㉔)作者目次には「寂延法師」が朱字補入されています。これについては、守良本文および守宣の頭註が、「寂延法師」がもと俗名「荒木田長延」と言う同一人物であることが証明されていなかった段階で付されたもので、守宣に拠る朱字補註が混乱を来している原因となっています。ちなみに、寂延法師(俗名荒木田長延)については、久保田淳先生に拠る考証が提出されたのは昭和61年ですから、守良本文および守宣の頭註が別人としたのは致し方のないことかも知れません。

このように、ABCの問題点を検証してきますと、『太神宮叢書』校訂者の過誤はしばらく措くとしても、「蓮上・蓮位法師」の人物比定における藺田守良見解の根拠が全く示されていないことは問題と言えます。伊藤正雄・目崎徳衛両論文がこの守良の神宮典略「目録」表記に拠って人物比定をし、それ以降の研究論文などはそれに従ったという研究史があるからです。

以上、もはや定説であった伊藤・目崎両論文の根拠とする『神宮正権禰宜和歌』作者目録の表記がかなり問題でしかも信憑性に乏しいものだということが明らかになりましたので、改めて「蓮上・蓮位法師」の人物比定に移りたいと思います。

資料Ⅲを御覧下さい。まず先行研究を掲げて纏めていますので、御

覧下さい。

まず、甲・蓮上「成定」説は『勅撰作者部類』の提起するものです。①伊藤正雄論文が「成定は蓮上のすぐの弟であるが、後に長官になった人で、出家はしなかった」と否定しています。レジユメに掲げられています『二所太神宮正員禰宜轉補次第記』および『皇太神宮補任次第 延喜以後』に拠って、嘉禎四年（一二三八）に七二歳で亡くなるまで出家をしていないことが分かります。

乙・蓮上「成良」説は前述の①伊藤正雄、⑤目崎徳衛両論文に藺田守良編『神宮典略』目録に拠るとされたものです。『二所太神宮正員禰宜轉補次第記』および『類聚大補任』（『皇太神宮』補任次第 延喜以後）に拠って、建久四年（一一九三）、父成長の臨終の時に発心出家したことが分かります。すでに先行研究③笠間書院刊『千載和歌集』作者略伝にも「成良の出家は建久四（類聚大補任）故疑問あり」と記されていますが、惜しくも『神宮典略』に従って定説となっていた「成良」説をそのまま支持しているわけです。文治三年（一一八七）成立とされる『千載和歌集』入集時にはまだ出家していなかったのですから、成良も成定と同様に従えないこととなります。さらに、成良の法名は『二所太神宮正員禰宜轉補次第記』（『皇太神宮』補任次第 延喜以後）（『氏経書写』荒木田氏古系図）などに拠って、「蓮上法師」でなく「中道（房）」ということも分かります。

そこで甦ってくるのが丙・蓮上「成実」説ということになりますので、その根拠である『千載和歌集』の作者表記について確認したいと

思います。先行研究に掲げたように、③笠間書院刊（静嘉堂文庫本）、⑦岩波文庫（久保田淳架蔵の近世書写の一本）、⑨新日本古典文学大系（龍門文庫本）、⑩和泉古典叢書刊（龍門文庫本）共に、「蓮上法師（俗名成実）」と表記されており、国文学研究資料館マイクロ・デジタル資料『千載和歌集』を確認し管見の限りでは、この作者表記に異同は見当たりませんでした。蓮上「成定・成良」とする説が崩れた以上、これまで検討されなかった「成実」という説がかなり有力といえるのではないのでしょうか。

なお国書刊行会編『系図綜覧』については補足説明を要します。この「成実」に該当する者を「成寶（寶）は似通った「實」の間違い」と翻刻していますが、他の補任・系図類に拠って「成實」と訂正できます。その「成實」には「歌人」という注記がありますので、どの程度の歌人なのかを調べてみますと、『月詣和歌集』に二首入集ということが分かります。この近親には、同『系図綜覧』の表記に拠ると、父の成長（「新勅撰作者」・成長男の長延（「新古今作者」・成長女（「歌人。続後撰作者」）・成長二男の成定、その一男の延成（「新勅撰・続後撰・続拾遺・新後撰作者」）などの勅撰歌人がいるので、単に「歌人」と表記のある「成実」もそれなりの歌人と判断できると思われまます。なお、賀茂重保撰の『月詣和歌集』は、寿永元年（一一八二）十一月の成立なので、この時点まで成實は在俗であったことも分かります。『月詣和歌集』出詠の後まもなく出家し、『千載和歌集』には出家後の「蓮上法師」として入集したことになります。

次に「蓮位法師」の考証を進めたいと思います。先行研究の⑤目崎論文でも「蓮」を冠する法名であるからと、あまり悩まずに荒木田氏の中から捜そうとしています。しかし、『御裳濯和歌集』作者中の鴨長明の法名は「蓮胤」なのですから、「蓮」を冠する者が荒木田氏と限らないのは自明です。そこで少し範囲を拡げて探索してみると、参議従三位藤原定経（保元三年1138〜寛喜三年1231、七四歳。千載初出）という人物を挙げる事ができます。

資料Ⅳを御覧下さい。定経は勸修寺家流で参議・太宰権帥・民部卿などを歴任した権大納言経房の一男、母は従三位平範家女。正治元年（一一九八）十一月十五日出家、法名を「蓮位」と言いますが、この法名については『尊卑分脈』では「蓮位（或住蓮）」、「公卿補任」では単に「蓮位」と表記されています。

歌人としての経歴は、千載・夏初出で、その後、続後撰・雑、続拾遺・恋、続千載・恋の勅撰集の他、万代和歌集・恋や二度の民部卿経房家歌合（文治二年・建久六年）に出詠しています。さらに、『玉葉』には①文治三年二月の内大臣良通「作文会」、②建久五年八月中宮御所和歌会に「和歌講師」を務めています。和歌講師とは、詩歌の会や歌合の席で、詩歌を読み上げる役目のこと。歌合では重要な役として、微音で一句ずつ詠むなど定まった作法があります。こうした歌人としての経歴などから、彼が「二見浦百首」作者として選出されたとしても全く不思議はないと言えるのではないのでしょうか。

その後、菩提心に依って天王寺で出家した定経は、父経房から義絶

されるに至ります。父経房は孫資経を子となした上で、家領の処分を決定し、まもなく自分も出家します。

ところで、藤原定経という人物は、説話の分野ではかなりの有名人のようです。壇ノ浦合戦で喪失した「三種の神器」のうちの寶劔に対して、御祈と探索が早くも文治元年（一一八五）五月六日に始まり、それ以降、かなりの頻度で『玉葉』に登場しています。

『玉葉』五月六日の廿二社奉幣を發遣せらるという記事以降に、末尾に主要先行研究論文を掲げていますが、その⑧荒木浩論文を引用しましたように、「寶劔御祈と探索に関わって、摂政兼実と後白河院以下の貴顕の間を足繫く往来する伝奏者が、他ならぬ定経なのであった」とされています。その後、建久六年（一一九五）九月十一日に兼実女の中宮任子は皇女（昇子内親王）を御産するのですが、その御産当時に中宮亮が定経で、前年建久五年十一月十二日に三八歳で中宮亮・蔵人頭に補されています。建久七年の政変で九条家関係者が逼塞するに至りますが、おそらくそれまでの九条家との密接な関係などが原因となり、父経房に無断で出家したものと推測できます。

また、一方で、この定経が『続古事談』編者に擬せられる説があり、通方・長兼なども取り沙汰されたという研究史があります。長兼編者説を主張する⑥木下資一論文の中に編者像は「勸修寺家に関わりがあり、九条家に近く、相当の学識を持ち、後鳥羽院に批判的な人で、承久元年以前に遁世してかなり年月を経ている者」と述べられています

が、定経にぴったりと当て嵌まります。まだまだ『統古事談』についての勉強も不十分な中で安易に断言すべきではありませんので、先行研究の⑧⑨荒木浩論文という編者「定経」説が存在するというこのことのみ触れておきたいと思います。

というわけで、『千載和歌集』の作者表記に拠って蓮上が「荒木田成実」ということが主張でき、また法名「蓮位」を持つ人物として「藤原定経」を比定することができました。殊に後者は『統古事談』編者に擬せられる人物で、民部卿経房の一男として数多の歌合・歌会に出席するのみならず、「寶劍」探索に際し九条兼実と後白河院との間の伝奏役を務めるなど、かなり重要な人物であることが判明しました。『御裳濯和歌集』の検証を通して、「二見浦百首」作者の探求に端を発し、意外な所に着地することになりました。

以上、本日のような講演は不慣れで、まるで研究発表のような内容になってしまいお聞き苦しかったと存じますが、ご容赦賜りますようお願い申し上げます。数々の恩恵を蒙った先行する研究者に記して謝意を表すると同時に、私の拙い話を終わりにしたいと思います。

和歌文学会第六〇回大会講演資料

「伊勢の和歌 —『御裳濯和歌集』などを中心に」
I A 『御裳濯和歌集』

①天理図書館蔵本（一九三九）。「新編国歌大観」に翻刻。

外題「御裳濯和詞集上上（上中）」。河崎延明自筆本。鎌倉末期写。紙背に鎌倉期の古文書アリ。もと冊子本を卷子本二軸に直したもの。

②神宮文庫蔵甲本（三／八七二）。「碧冲洞叢書」第52輯に翻刻。

外題「御裳濯和詞集上中下 天（地）」。内題「御裳濯和歌集第一（一七）」。奥書ナシ。室町期写。天明四年村井古巖が献納したもの。袋綴二冊本。「林崎文庫」（二種）、「勤思堂」の蔵書印。

③神宮文庫蔵乙本（三／三五四六）

外題「御裳濯和詞集残缺二册合卷」。扉題「御裳濯和歌集上上（上中）」。河崎延明本を元文二年に転写した度会常彰本を、天保十年に石部清直が模写し、それを大正三年に浅井義治が影写し、同年に度会時彦が墨を入れたもの。「神宮文庫」「夢都磯印」の蔵書印。巻末に作者名簿アリ。

④神宮文庫蔵丙本（三／四五七四）

外題「御裳濯和詞集残缺二册合卷」。扉題「御裳濯和歌集上上（上中）」。河崎延明本を元文二年に転写した度会常彰本を、天保十年に石部清直が模写したという奥書を転載。「神宮文庫」「御巫私印」の蔵書印。巻末に作者名簿アリ。

⑤東京大学蔵本居文庫本（本居帙四二五・一五九〇）

内題「御裳濯和歌集第一（一七）」。奥書ナシ。袋綴二冊本。「本居文庫」の蔵書印。

⑥京都女子大学蔵谷山文庫本(〇九〇・T a八八・五一六)

袋綴一冊本。序・巻第一春歌上から巻第四夏歌までの零本。

※拙稿「御裳濯和歌集」校注(I・II)(県立広島大学人間文化学部紀要8・9号、平25・26)

B 「二見浦百首拾遺」(神宮文庫蔵、三〇八四五)。孤本。

外題は題簽に「(文治二年西行法師勸進)二見浦百首拾遺 全」。

内題「(文治二年西行法師勸進)二見浦百首拾遺」。奥書ナシ。江戸初期写。袋綴一冊本。「林崎文庫」(二種)の蔵書印。

C 『神宮正権禰宜和歌』(国文学研究資料館史料館「宗務課引継文書」として収蔵)

内務省神社局本の藺田守良『神宮典略』写本(宗務一399)十冊。その内の「歌之部」(399-5)は、外題は題簽ナシ、左寄せで「守良神主著/神宮典略 歌之部」とある。旧番號・冊数・函號は「一八二・四六・ぬ十」「和一二三八號」。扉に「守宜蔵」。縦23.2cm×横16.0cm、袋綴。前半「神態御歌考」(墨付四七丁)、後半は「神宮正権禰宜和歌」(墨付八七丁)。蔵書印は「内務省蔵書印」(4.1cm×4.1cm)・「藺田敬家蔵書」(4.3cm×2.6cm角丸)・「藺田敬家蔵書」(4.5cm×4.8cm)三種いずれも朱印。荒木田家舊蔵本。

なお、前稿「西行周辺の人物考証——『二見浦百首』作者の

こと」(仏教文学39号・平26)では、守宜頭註を「補遺」とした『太神宮叢書』校訂者のと混同があるので、ここで訂正しておきたい。

「底本は藺田守良(天明五年1825〜天保十一年1840、五六歳)写で頭註は藺田守宜(文政六年1823〜明治二〇年1887、六五歳)に拠る。底本を『太神宮叢書』に収載するにあたり、守宜の頭註および書入の部分を、「補遺」として『太神宮叢書』編者が校訂したことになる。」

II 詞書等考証

A (二) 百首歌の中に 西行法師

岩間閉ぢし氷も今朝は解けそめて苔の下水道求むらん (五)

前大僧正慈円

いつしかと春の霞の袖ひちて池の氷を今朝や解くらん (六)

(2) (二見百首歌の中に) 前大僧正慈円

吉野山あだに眺むる花よりもはかなく散るは涙なりけり (二四七)

伊勢にたてまつりける百首の歌の中に

吉野山なほしも奥に花咲かば又あくがる、身とやなりなん (二四八)

(3) (僧正慈円伊勢に百首歌奉りける時の同じき百首中の歌)

権中納言定家

小倉山松せくらに隠るかく、草くさの庵いほの夕暮ゆふくれいそ急ぐ夏なつぞ涼すずしき (二六六)

かの百首歌中に 前大僧正慈円

夕立ゆふだちの雲くも吹き返かへす山風かぜのしばし涼すずしき岡おかの辺への里さと (二六七)

二見百首歌中に

夕立ゆふだちに夏野なつのの草くさの露つゆ重おもみ声こゑ待まつ鹿しかや濡ぬれて行ゆくらん (二六八)

B(二) 二見百首歌の中に 西行法師

岩間いわまとちし水みづも今朝けさは解とけそめて苔こけの下水道かみど求もとむらん

*当該歌のみ「二見百首」の西行歌として収載されているが、

『御裳濯和歌集』では「西行法師伊勢国二見浦にすみ侍ける時、

二見百首歌として人々に詠ませ侍けるに、春立つ心を」の詞書を

持つ家隆「明ぬなり」歌に続く「百首歌の中に」を誤認したも

の。「二見百首拾遺」が『御裳濯和歌集』からの拾遺である

ことを示すか。

(2) 二見百首の中 度会春章

桜さくら咲さく山やま飛とび越こえて帰かへる雁雲かりもろく隠かくれゆく心地こころこそすれ

*当該歌は『御裳濯和歌集』では「二見百首」に続く「題不知」

だが、「二見百首」と誤認。「二見百首」作者から度会春章

を除外する根拠。

C(二) 「蓮位」・「蓮上」に関する歌人に関する「目録」に、

「権柄宜成實入道蓮位法師作歌 二首」

「定季入道行専法師作歌 三首」

「権柄宜荒木田神主成實神主作歌 一首」

「六禰宜正四位下成良入道蓮上法師 三首」とある箇所

同集 (稿者注。「御裳濯和歌集」のこと)

題不知 (墨書補入) 成實入道蓮位

深草やうづらなく野の夕暮をとへかし人の秋は来にけり

二見百首歌中に (墨書補入)

女郎花は山が裾に木がぐれて独も秋を涼(すぐい)しがほなる

同集 定季入道行専

朝みどり霞に染る青柳のはなだの糸に春風ぞ吹

立かへり春になぐさむ心こそよに故郷の名残なりけん

題不知 (墨書補入)

昔にもかはらぬ秋の月を見てあらましかばの人ぞ恋しき

同集

(二見百首歌中に) 藤袴をよめる

蓮上法師

藤袴秋の野もせに立霧の絶間に見れば綻びにけり

旅宿落葉といふことをよみ侍ける (墨書補入)

(稿者注。御裳濯和歌集により、「蓮上」は「蓮上」の誤り)

52 木の葉ちる外山の里に旅ねして夢も嵐にさそはれにけり

二見百首歌中に(墨書補入)

53 から衣打手やたゆくなりぬらんふくればすさむ槌の音かな

同集

花の歌としてよめる

権祢宜成實

54 ちらば又物や思はん山桜花にかぎらぬ浮世なれども

(2)「権祢宜延秀神主作歌 一首」の当該箇所、

続古今集(第六)

(題しらず)

荒木田延秀

168 紅葉ばのちるをぬさとやたむくらむ風吹なり神なびの杜

(168番歌と同一)

(3)「補遺目録」に「蓮位法師作歌 三首」の当該箇所、

題不知

蓮位法師

45 (補13) 春の夜の明行風にさそはれて谷のと出る鶯の聲

伊勢にたてまつらせ給ける二百首の御製の中に

46 (補14) 谷風の鶯さそふたよりにや山ざと人の春をしるらん

47 (補15) 鶯のはね白妙のあは雪をきえねと春の風は吹つゝ

(4)「叢書」校訂者に拠る補足

「権祢宜正四位上満良入道蓮阿法師作歌 十二首」の当該箇所に、

同集

おなじ時詠三首和歌

(稿者注。前の「春日於五十鈴河告橋披講

良山御百首、神感有瑞忽詠三首和歌)」

権祢宜正四位上満良

217そぢにかゝる波路の浜荻の朽ばの身にもあかぬ言の葉

55神風もさぞおもふらん幾春も匂ひおこせよ志賀の花園

▼神ち山雲のよそにもたのむらん人のやど、へみねの松風

(5)作者目次の箇所では、「寂延法師」が朱字補入されている。これ

については、守宣の頭註は「寂延法師」と「権祢宜荒木田長延」

が同一人物であることが明らかになる以前の段階で付されたもの

なので、別人として補註を付けている。これも守宣に拠る朱書補

註が混乱を来している原因の一つ。

※拙稿「『神宮正権禰宜和歌』検証 ―附。翻刻―(奈良大学紀要43

号・平27予定)

III 〔蓮上〕「蓮位」に関する先行研究・辞典解説)

①伊藤正雄『伊勢の文学』(昭和29)

②窪田章一郎『西行の研究』(東京堂出版・昭和36)

- ③久保田淳・松野陽一『千載和歌集』（笠間書院・昭和44）
 ④奥野純一『伊勢神宮神官連歌の研究』（日本学術振興会・昭和50）
 ⑤目崎徳衛『西行の思想史的研究』（吉川弘文館・昭和53）
 ⑥高橋善治『満良神主と西行談抄』（瑞垣114号・昭和53）
 ⑦久保田淳『千載和歌集』（岩波文庫・昭和61）
 ⑧名古屋和歌文学研究会『勅撰集（付新葉集）作者索引』（和泉書院・昭和61）

⑨片野達郎・松野陽一『千載和歌集』（新・日本古典文学大系・平成5）

⑩上條彰次『千載和歌集』（和泉古典叢書・平成6）

⑪拙稿「西行周辺の人物考証 —『二見浦百首』作者のこと」（仏教文学39号・平成26）

甲。蓮上「成定」説（『勅撰作者部類』のみ）

①伊藤論文「成定は蓮上のすぐの弟であるが、後に長官になった人で、出家はしなかった。」

※『勅撰作者部類』

蓮上（法師俗名荒木田成定）千載釈1

※『二所太神宮正員禰宜轉補次第記』（神道大系・神宮編5）

成定神主（成長二男。文治五年三月・日任。承久四年三月十日、為一禰宜。嘉禎四年五月廿日卒。歳七十二。禰宜五十年。長官十七年。）

※『皇太神宮』補任次第 延喜以後（神道大系・神宮編5）

一禰宜正四位上成定 在任五十年。執印十七年。親俊拳。

文治五年三月卅日、補任。二禰宜定量卒去替。（成長二男

也。二門。于時正五位下。）承安元年、叙爵。元暦元年、

従上。文治五年、正下。建久元年、依親父成長一階讓、叙

四品。同六年九月十六日、依臨時之恩詔、載于同日之宣命、

叙従四位上。正治二年六月九日、叙正四位下。建仁三年二

月廿二日、叙正四位上。承久四年三月、執印。嘉禎四年五

月廿日卒。七十二。

※氏経書写『荒木田氏古系図』（田中卓著作集）○『古典籍と資料』

国書刊行会・平成5）

㊦成定（右「一祿宜」）・（左「二男定良替」）

乙。蓮上「成良」説（①②③④⑤⑨⑩）

※蘭田守良「神宮正權禰宜和歌」（『神宮典略』十四に拠る） 目録

（昭和8）

六禰宜正四位下成良入道蓮上法師作歌

權禰宜成實入道蓮位法師作歌

※『二所太神宮正員禰宜轉補次第記』（神道大系・神宮編5）

成良（範宗讓。養和二年四月六日任。在任十二年。遁世出家。中道。）

※『類聚大補任』（神道大系・神宮編5）

建久四年(癸丑) 内宮禰宜

正四位上成長(十月十二日卒。年五十八。執印十五年。)

正四位下成長(父一禰宜成長神主臨終之時、発心出家。年

卅。勞十一年。)

※『皇太神宮』補任次第「延喜以後」(神道大系・神宮編5)

六禰宜正四位下成長 在任十二年。同挙。

二門一成長一男也。養和二年四月六日、依四禰宜範宗讓

補任。仁安二年、叙爵。承安元年、従上。寿永二年、正下。

元暦元年、叙四位。文治五年二月二日、従上。同年三月十

六日、依親父成長一階讓、叙正下。父臨終時出家。

年三十。中道房云々。

※氏経書写『荒木田氏古系図』(田中卓著作集①『古典籍と資料』

国書刊行会・平成5)

②成長(右「六禰宜出家中道」・(左「一男範宗讓」)

丙、蓮上「成実」説(⑥⑪)

神力品の如日月光明、能除諸幽冥の心をよめる

蓮上法師俗名成実

日のひかり月のかげとて照らしける暗き心のやみ晴れよとて

(一二四五)

※氏経書写『荒木田氏古系図』(田中卓著作集①『古典籍と資料』

国書刊行会・平成5)

成実(与忠成男、一禰宜成長弟)

※『系図綜覧』(国書刊行会・大正4)

成寶(「寶」は「實」の間違い)

忠成

成長(一男、新勅撰作者、岡田、父讓、一禰宜、

仁平二年任、治承三二執印、四十歳、長官十

成實 歌人

五年、建久四十月十一卒、五十四歳)

蒲草化為蜜といふことをよめる

荒木田成実

五月雨にをがやの軒のくちぬればやがて蜜ぞ宿にとびかふ(月

詣集四六一)

題しらず

荒木田成実

きりぎりすさこそは秋のくれゆかめ心ほそくもなきよわるかな

(月詣集七四三)

*『月詣和歌集』は賀茂重保撰。寿永元年(1182)十一月の成立

(跋文)で、祐盛法師の助力を得たという。賀茂別雷社に

奉納された。

「蓮上法師」は文治三、四年(一一八七、一一八八)奏覧の『千載

和歌集』に僧名で入集しているので、成実(「勅撰作者部類」、嘉禎四

年1288まで称宜)や成良(建久四年1293出家)では有り得ない。同時に守良の註記が根拠に欠けるということならば、やはり『千載集』表記の「蓮上法師俗名成實」に拠るべきではないだろうか。笠間書院刊(静嘉堂文庫本)、岩波文庫(久保田淳架蔵の近世書写の一本)、新日本古典文学大系(龍門文庫本)、和泉古典叢書刊(龍門文庫本)だけでなく、国文学研究資料館マイクロ・デジタル資料『千載和歌集』を確認し管見の限りでは、異同は見当たらない。「蓮上法師」を「成定・成良」とする説が崩れた以上、これまで検討もされなかった「成實」という人物が該当する説が浮上してくる。

IV 「蓮位」法師考証

参議従三位藤原定経(保元三年1158〜寛喜三年1231、七四歳。千載初出)

※『国書人名辞典』(岩波書店・平成10)

藤原定経 公家・歌人

〔生没〕保元三年(一一五八)生、寛喜三年(一二三二)二月十三日(一説、十四日)没。七十四歳。〔名号〕名、定経。法名、蓮位(一説、住蓮)。〔家系〕権大納言藤原経房の長男。母、入道従三位平範家の女。子、資経・光経ら。〔経歴〕蔵人頭などを経て、建久八年(一一九七)参議。同十年、従三位。同年、出家、父経房に義絶される。文治二年(一一八六)「経房家歌合」に出詠。『万代集』『和漢兼作集』の作者。

※勸修寺家(『尊卑分脈』)

高藤 — 定方 — 朝頼 — 為輔 — 宣孝 — 隆光 — 隆方

為房 — 為隆 — 光房 — 経房 — 定経

正治元十一十五出家(四十二、法名蓮位)或住蓮云々

依菩提心也、此時父卿(子時権大納言)義絶

以孫資経為子令譲与家門云々

寛喜三二十四薨七十四

※『公卿補任』定経

建久八年参議正四位下 — 正治元年出家参議従三位(寛喜

三年二月十四日薨)同定経四十四 越前守。正月五日従三位。十

五日於天王寺出家。依菩提心也(年四十四)。法名蓮位。寛喜

三二十四薨(七十四才)。

*ただし『公卿補任』出家期日(「十一月十五日」を「十五日」と表記)。

※歌人としての経歴

(前歌「水辺款冬といへる心をよめる」)

①くちなしの色にぞすめる山ぶきの花のしたゆるる手のかはみつ
(千載・夏一一五)

権を

②山がつのしばのそでがきあさがほのはなゆゑならでたれかとは

まし

(続後撰・雑一〇六二)

被厭恋のこゝろを

③ たれをか身よりほかには恨むべきうきをいとほぬひとしなければ
(続拾遺・恋一〇八七)

女のもとにまかりて朝につかはしける

④ おきわかれかへるたもとのいつのまにけささへやがて露けかるらん
(続千載・恋一三七四)

やますげうらのかくつづかぬとて、見せにおこせたりける女のかへりごとに

⑤ やますげのふたむすびにぞしらぬるのちのよまでのちぎりありとは
(万代・恋三・二二七三)

⑥ 『文治二年民部卿経房歌合』五首(一〇・四四・七八・一一二・一四六)

⑦ 『建久六年民部卿家歌合』五首(二五・七一・一一七・一六三・二〇九)

⑧ 『和漢兼作集』一首(三六七)

※『玉葉』関連記事(歌人としての力量)

① 文治三年二月九日条

此日、内府始有作文事、依永久例行之。宗頼朝臣(余並内府家司也)兼日承仰催文人等、秉燭人々来臨、(中略)次詠詩、(中略)次更置和歌。

*経房(詩読師)

定経(和歌講師)

② 建久五年八月十一日条

此日於中宮御方(于時御座禁裏)始和歌会事、題者光範卿(元兼光卿撰進之、而障出来、仍改之)、題云、月契秋久、序者土御門中納言通親卿、読師大宮大納言実宗卿、講師権右中弁定経朝臣、余晩頭参内、戊刻、左大臣已下歌人参集。

※父経房による義絶

正治元年十一月十五日、定経出家(『尊卑分脈』『業資王記』)

十一月十六日、去夕参議定経卿俄入道、有通世之聞云

々。春秋四十二、嚴考大納言経房殊被

愁歎云々(『業資王記』)

此時父卿(于時権大納言)義絶。以孫

資経為子令譲与家門云々(『尊卑分脈』)

翌二年二月卅日、民部卿経房進辞状出家。法名経蓮。閏二月

十一日薨。

*経房はこの定経を義絶し、孫の資経を以て子となし、ここに家領の処分を決定し、間もなく自分も出家したのであった。中村直勝「勸修寺家領について」(中村直勝『莊園の研究』淡交社・昭和53)

※定経の位置

元暦二年三月二四日、寶劔の喪失（壇ノ浦合戦）

五月六日、被発遣廿二社奉幣（『玉葉』）以降、「寶劔御折と探索に関わって、摂政兼実と後白河院以下の貴顕の間を足繁く往来する伝奏者が、他ならぬ定経なのであった。」（後掲。⑧荒木論文「『統古事談』作者論の視界」）

建久六年九月十一日、皇女降誕（昇子内親王）

* 定経は前年十一月十二日に中宮亮。三八歳。

〔『統古事談』編者に関する主要先行研究〕

- ① 志村有弘「忠成説話文学研究序説」（桜楓社・昭和49）
- ② 田村憲治「『統古事談』編者源通方説をめぐって」（芸文東海10号・昭和62）
- ③ 木下資一「『統古事談』と承久の変前夜」（国語と国文学、昭和63年・5月号）
- ④ 神戸説話研究会「『統古事談注解』（和泉書院・平成6）解説（木下資一）
- ⑤ 田村憲治「『統古事談』編者考」（『言談と説話の研究』清文堂・平成7）
- ⑥ 木下資一「『統古事談』長兼編者説再論 — 任子説話の位置のことなど」（池上洵一『論集説話と説話集』和泉書院・平成13）
- ⑦ 荒木浩「為隆と顕隆 — 勸修寺流藤原氏と『統古事談』（語文79号・平成15）

⑧ 荒木浩「『統古事談』作者論の視界 — 勸修寺流藤原定経とその周辺」（『日本古典文学史の課題と方法 — 漢詩・和歌・物語から説話・唱導へ』和泉書院・平成16）

⑨ 荒木浩「『統古事談』解説」（『新古典文学大系』古事談・統古事談』岩波書店・平成17）

以上、『千載和歌集』の作者表記に拠って蓮上が「荒木田成実」ということが主張でき、また法名「蓮位」を持つ人物として「藤原定経」を比定することができる。特に、後者は『統古事談』編者に擬せられる人物で、民部卿経房の一男として数多の歌合・歌会に出席するだけでなく、「寶劔」探索に際し九条兼実と後白河院との間の伝奏役を務めるなど、かなり重要な人物であることが判明した。「二見浦百首」作者の探求から端を発し、意外な所に着地することになった。恩恵を蒙った先行する研究者に謝すると共に、本論に対する反論を待ちたい。